

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 7 月 1 日

出光興産株式会社
株式会社エス・ディー・エス バイオテック

2022年7月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
出光興産株式会社
代表取締役社長 木藤 俊一

東京都千代田区神田練堀町3番地
株式会社エス・ディー・エス バイオテック
代表取締役社長 阿部 徹

出光興産株式会社(以下「出光興産」といいます。)及び株式会社エス・ディー・エス バイオテック(以下「エス・ディー・エス バイオテック」といいます。)は、2021年12月21日付で両社の間で締結した吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、出光興産が営むアグリバイオ事業をエス・ディー・エス バイオテックに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2022年7月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

- (1) 会社法第784条の2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

出光興産においては、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行いました。そのため、出光興産の株主は会社法第784条の2の規定に基づき本吸収分割の差止請求を行うことは認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当します。そのため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく反対株主の株式買取請求権は認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

出光興産は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続について、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

出光興産は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 1 月 4 日付で、出光興産の債権者に対し、官報及び電子公告にて公告いたしましたが、本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

エス・ディー・エス バイオテックの株主は出光興産のみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本吸収分割の差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

出光興産は、エス・ディー・エス バイオテックの発行済株式の全部を保有する特別支配会社であるため、会社法第 797 条第 2 項第 2 号の規定により、同条第 1 項の株式買取請求を行うことができる株主は存在せず、本手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

エス・ディー・エス バイオテックは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規

定に基づき、2022年1月4日付で、エス・ディー・エス バイオテックの債権者に対し、官報及び電子公告にて公告いたしました。本吸収分割について同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第189条第4号)

エス・ディー・エス バイオテックは、本吸収分割の効力発生日である2022年7月1日をもって、本吸収分割契約に定める出光興産のアグリバイオ事業に関する資産、債務、契約上の地位、及びその他の権利義務を承継いたしました。

なお、エス・ディー・エス バイオテックが本吸収分割により出光興産から承継した資産の額は、約1,806百万円(概算)であり、負債の額は、約846百万円(概算)です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日(会社法施行規則第189条第5号)
2022年7月1日(予定)
6. その他本吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第189条第6号)

出光興産は、本吸収分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下「労働契約承継法」といいます。)第7条の規定に基づき労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく協議を行いました。また、労働契約承継法第2条の規定に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いました。異議の申出はありませんでした。

以 上